

## 北野博善齋場に於ける消防計画作成

平成 18 年、建物診断調査において、竣工以降、消防用設備の点検が実施されていたのは、平成 14 年の一度限りであることが判明した。平成 18 年の清田消防署の改善通知書に記載されている改善を求める事項は、平成 14 年時点において、既に生じている事柄であり、平成 14 年の消防用設備の点検は、消防法で求められている特殊建築物に対する要求事項（定期点検）を満たしているという定期点検報告書の必要に迫られて行われたものと判断する以外にない。

平成 18 年の清田消防署の改善通知書に対する(株)博善社の改善計画書には防火管理者が新規選任され、消防計画が作成されていなかったことが明らかになっている。また、改善計画書には消防用設備点検報告書は(有)丸倉共立商事の同意を得ることなく「(有)丸倉共立商事が清田消防署に提出した消防設備点検報告書を充てる」としている。

平成 22 年 4 月 14 日、清田消防署は(株)博善社に改善通知書を送付している。「消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき設置されている消防用設備等について、消防設備士又は点検資格者に定期（6 ヶ月毎）に点検させ、清田消防署長に報告すること。」

平成 22 年の改善通知書により、平成 18 年の改善通知以降も消防用設備等の点検が行われていなかったことが明らかになった。

平成 7 年 12 月 20 日竣工以降、(株)博善社は消防計画を作成することはなく、消防用設備点検を行うことは無かった。

(株)博善社は本件建物以外に消防計画作成と消防用設備定期点検が義務付けられている齋場を札幌市内 3 ヶ所で開業している。

消防計画未作成や消防用設備定期点検未実施は「経費削減の為には安全対策を無視しても構わない。」という(株)博善社の安全に対する姿勢と解釈するしかない。

\_\_\_\_\_消防計画（防火管理規程）

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、\_\_\_\_\_における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この計画は、\_\_\_\_\_に勤務し、出演し、出入りするすべての者に適用する。

（予防管理組織）

第3条 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、次のとおりとする。

防火管理者 _____			
防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	職・氏名	担当区域	氏名

（建物等の自主検査）

第4条 火元責任者は、自主検査票に基づき次の区分により自主検査を実施するものとする。

検査対象		実施月日	検査対象	実施月日
建築物	通路・階段等	1日2回	火気使用設備	毎日終業時
	防火区画	1日1回		
消防用設備等		1日1回		

2 防火担当責任者は、火元責任者の実施した自主検査の結果を確認し、防火管理者に報告するものとする。

3 防火管理者は、報告された内容を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、\_\_\_\_\_ (管理権原者) に報告し、改修を図らなければならない。

(従業員等の遵守事項)

**第5条** 全従業員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 火気管理に関する事項

ア 客席内における観客の喫煙禁止について万全を図る。

イ 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。

ウ 演劇又は映画等が終了し、退館する前には灰皿の整理及び火気使用設備・器具等の安全を確認する。

エ 火気使用器具は指定された場所で使用するとともに、本来の目的以外の目的で使用しない。

オ 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに可燃物に接近して使用しない。

カ 溶接、溶断等火気を使用する作業を行う場合は、防火管理者に連絡する。

キ 工事を行うときは、防火管理者を通じて、工事中の防火安全対策を樹立する。

(2) 放火防止に関する事項

ア 建物の周囲に可燃物を置かない。

イ 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。

ウ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。

エ トイレ、洗面所、倉庫等の巡視を行う。

(3) 避難管理に関する事項

ア 廊下、階段、通路には、物品（いす、自動販売機等）を置かない。

イ 階段、客席等出入口に設けられている扉の開閉を妨げるような物品が置かれている場合は、直ちに除去する。

ウ 防火シャッターの降下位置に物品が置かれている場合は、直ちに除去する。

エ 上記において、物品を容易に除去できない場合は、\_\_\_\_\_ (防火管理者又は防火担当責任者) に報告する。

(催物開催時の安全管理)

**第6条** 防火管理者は、演劇、コンサート等の催物を行う者に対し、次の事項について報告させるとともに火災予防上必要な指示をするものとする。

(1) 催物主催者側の責任者

(2) 催物内容、催物の規模等の概要

(3) 火気等を使用する場合の火気取扱い責任者

(4) 喫煙管理及び火気管理の徹底方法

(5) 火災など災害時における観客等の避難誘導対策

(6) 舞台上で裸火等を使用する場合の消防機関への届出等

(消防用設備等の法定点検)

第7条 消防用設備等の機能を維持管理するために ( \_\_\_\_\_ 防災株式会社に委託して) 次により法定点検を実施する。

消防用設備等	点 検 実 施 月 日		
	機器点検		総合点検
消 火 器	月 日	月 日	
屋内消火栓設備	月 日	月 日	月 日
自動火災報知設備	月 日	月 日	月 日
誘 導 灯	月 日	月 日	
(非常)放送設備	月 日	月 日	月 日
避 難 器 具	月 日	月 日	月 日

2 防火管理者は、消防用設備等の法定点検の結果を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、 \_\_\_\_\_ (管理権原者) に報告し、改修を図らなければならない。

3 消防用設備等の法定点検の結果は、1年に1回消防署長に報告しなければならない。

(自衛消防活動)

第8条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は次のとおりとする。

自 衛 消 防 隊 長 (防火管理者)	通報連絡班 班長 ( ) — 班員 ( ) ( )
	消 火 班 班長 ( ) — 班員 ( ) ( )
	避難誘導班 班長 ( ) — 班員 ( ) ( )
任 務 分 担	
通 報 連 絡 班	119番で消防機関へ通報する。 館内への非常放送を行う。 関係者への連絡を行う。
消 火 班	消火器等による初期消火を行う。
避 難 誘 導 班	出火時における避難者の誘導を行う。 逃げ遅れた者の確認を行う。 避難器具により逃げ遅れた者を避難させる。

(震災対策)

第9条 震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

(1) 日常の地震対策

- ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物等の流出、漏えい措置を行う。
- オ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。

カ 震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

備 蓄 品 目	数 量	備 蓄 場 所
飲料水（1人1日あたり3ℓ）		
非常用食料（缶詰、乾パン等）		
応急手当セット（三角巾、包帯、医薬品、ばんそうこう、ガーゼ、はさみ等）		
懐中電灯、乾電池		
携帯用ラジオ		

キ 救助、救出用資機材を確保するとともに、定期的に点検する。

保 管 品 目	数 量	保 管 場 所
スコップ		
つるはし		
ハンマー		
金てこ、鉄パイプ		
ロープ		

## (2) 地震後の安全措置

ア 火気使用設備・器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。

イ 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

ウ 防火担当責任者は、火災等二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。

エ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

## (3) 震災時の活動

震災時において自衛消防隊は、次の活動を行う。

### ア 情報収集・伝達

通報連絡班は、次のことを行う。

(ア) テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。

(イ) 混乱防止を図るため、必要な情報は館内にいる観客等に知らせる。

### イ 警戒巡視

消火班は、次のことを行う。

(ア) 火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、館内を巡視する。

(イ) 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。

(ウ) 館内の被害状況等を防火管理者に報告する。

### ウ 避難誘導

避難誘導班は、観客等の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。

(ア) 観客等を落ち着かせ、原則として自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。

この場合に照明器具等の落下の恐れがある場所にいる観客等については、壁ぎわ等安全な場所に移動させるものとする。

(イ) 観客等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う。

(ウ) 観客等を広域避難場所（\_\_\_\_\_公園）まで誘導する場合は、先頭と最後尾に従業員を配置して行う。

(エ) 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒歩とする。

(教育訓練)

第10条 防火管理者等は従業員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。

2 防火管理者等が行う防火・防災に関する教育は、次により実施する。

(1) 教育の実施時期・区分

対 象 者	実施時期	実施回数	実施者			
			防火管理者	防火担当責任者	火元責任者	催物主催者
新 入 社 員	採 用 時	採 用 時 1 回	○			
正 社 員	___月、___月	年 2 回	○			
	朝 礼 時	必 要 の 都 度		○	○	
派 遣 社 員	採 用 時	採 用 時 1 回	○			
	朝 礼 時	必 要 の 都 度		○	○	
アルバイト・パート	採 用 時	採 用 時 1 回	○			
	就 業 時	必 要 の 都 度		○	○	
催物係員	催物開催前	1 回 以 上	○		○	
	催物開催中	必 要 の 都 度				○
備 考	○印は、実施対象者を示す。					

(2) 防火・防災教育の内容

防火・防災教育の内容は、次の事項とする。

- ア 火災予防上従業員が遵守すべき事項について
- イ 火災発生時の対応（役割、実施事項等）について
- ウ 地震発生時の対応（役割、実施事項等）について
- エ 警戒宣言発令時の対応（役割、実施事項等）について
- オ その他必要な事項について

3 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓練種別	実施時期	訓練種別	実施時期
消火訓練	___月 ___月	震災訓練	___月
避難訓練	___月 ___月		
通報訓練	___月 ___月	総合訓練	___月

4 防火管理者は、消火訓練及び避難訓練を実施する場合はあらかじめ「消防訓練実施計画報告書」により、また、その実施結果については「消防訓練実施結果報告書」により、それぞれ消防署長に報告する。

(消防機関への報告、連絡)

第11条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）届出
- (2) 防火指導等の要請
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) その他防火管理上必要な事項

附 則

この計画は、 年 月 日から施行する。